

基本事業計画書等（指定期間中における共通計画）

指定管理者は、応募等に応じ提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- ア 管理の基本方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- イ 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- ウ 収支計画
- エ 利用促進計画、サービス向上の方策
- オ 第三者への業務の委託計画
- カ 自主事業計画
- キ モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- ク 人材育成の考え方及び研修計画
- ケ 苦情、要望への対応
- コ 個人情報の保護方針及び保護措置
- サ 情報公開方針及び広報計画
- シ 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- ス 目標設定と目標達成の方策
- セ 緊急時対策